

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 24 年 4 月 10 日 (火) 第 8 3 8 5 号
	毎週火・金曜日発行	

目 次

◇ 告 示	行政書士法による指定試験機関の変更の届出 (261) (政策法務課) 2 生活保護法による医療機関の指定 (262) (福祉保健課) 2 生活保護法による診療所の廃止の届出 (263) (〃) 2 生活保護法による介護機関の指定 (264) (〃) 2 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿 の縦覧 (265) (景観まちづくり課) 3 県営土地改良事業計画の決定 (266) (農地・水保全課) 3 保安林の指定予定 (3 件) (267~269) (森林・林業総室) 4 指定居宅サービス事業者の指定 (270) (東部総合事務所福祉保健局) 5 指定介護予防サービス事業者の指定 (271) (〃) 6 土地改良区の役員の就退任 (272) (八頭総合事務所農林局) 6 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (273) (中部総合事務所福祉保健局) 7 障害者自立支援法による指定相談支援事業の廃止の届出 (274) (〃) 7 土地改良区の役員の就任 (275) (中部総合事務所農林局) 7 土地改良区の役員の就退任 (2 件) (276・277) (〃) 8 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされた事業 者 (278) (西部総合事務所福祉保健局) 9 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (279) (会計指導課) 10
◇ 公 告	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (景観まちづくり課) 11 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃) 11 鳥取県砂利採取条例による認可状況の公表 (中部総合事務所県土整備局) 11 少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 11 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 12
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (4 件) (情報政策課) 13 落札者の決定 (警察本部会計課) 15
◇ 正 誤	平成24年 3 月 23 日付鳥取県条例第 40 号中訂正 16

告 示

鳥取県告示第261号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、次のとおり指定試験機関から主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定試験機関の名称	変 更 前	変 更 後	変更年月日
財団法人行政書士試験研究センター	東京都千代田区日比谷公園1-3	東京都千代田区一番町25	平成24年4月23日

鳥取県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団にしがみ眼科	米子市新開二丁目1-45	平成24年3月1日

鳥取県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
いずみ薬局	米子市皆生温泉一丁目12-22	平成24年2月29日
にしがみ眼科	米子市新開二丁目1-45	〃

鳥取県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター河原	鳥取市河原町袋河原26	訪問介護	平成24年3月15日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマトゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字龍島500	〃	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	訪問リハビリテーション	平成24年2月1日
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター河原	鳥取市河原町袋河原26	介護予防訪問介護	平成24年3月15日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマトゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字龍島500	〃	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	訪問リハビリテーション	平成24年2月1日
〃	〃	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃

鳥取県告示第265号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧期間 平成24年4月10日から同月24日まで
- 縦覧場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課
米子市加茂町一丁目1 米子市建設部都市計画課
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

鳥取県告示第266号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（地域ため池総合整備事業山上・水根地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成24年4月10日から同年5月1日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第267号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
米子市大谷町272、281
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第268号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字大野字西浦473、字寺前99

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第269号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 4 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町豊成字浜ノ坂817の1、817の3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 4 月10日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	---------

一般社団法人ひばり 総合福祉会	一般社団法人ひばり 総合福祉会	鳥取市富安一丁 目205	平成24年4月 1日	福祉用具貸与、特定福祉用 具販売
--------------------	--------------------	-----------------	---------------	---------------------

鳥取県告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月10日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人ひばり 総合福祉会	一般社団法人ひばり 総合福祉会	鳥取市富安一丁 目205	平成24年4月 1日	介護予防福祉用具貸与、特 定介護予防福祉用具販売

鳥取県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年4月10日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

退任した役員の氏名及び住所

理 事	前 田 優	八頭郡八頭町下野369
〃	山 本 聰	八頭郡八頭町水口213
〃	堀 場 敦	八頭郡八頭町塩上234
〃	前 田 憲 治	八頭郡八頭町船岡殿534
〃	田 中 武 志	八頭郡八頭町船岡殿212
〃	藤 田 栄一郎	八頭郡八頭町橋本517-1
監 事	浦 林 壽 男	八頭郡八頭町下野13
〃	福 田 利 継	八頭郡八頭町船岡殿406
〃	山 本 博 義	八頭郡八頭町水口232

平成24年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 武 志	八頭郡八頭町船岡殿212
〃	山 根 篤 美	八頭郡八頭町船岡殿563
〃	高 木 勝 行	八頭郡八頭町水口185
〃	堀 場 敦	八頭郡八頭町塩上234
〃	山 本 武	八頭郡八頭町橋本538
〃	前 田 優	八頭郡八頭町下野369
〃	谷 尾 昌 彦	八頭郡八頭町下野266
監 事	福 田 利 継	八頭郡八頭町船岡殿406

〃 高 木 正 弘 八頭郡八頭町水口184-2
 〃 浦 林 壽 男 八頭郡八頭町下野13
 平成24年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第273号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第2条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「旧法」という。）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定相障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、整備法附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 あゆみ会	倉吉市海田西町 二丁目251	トーゲン倉吉	倉吉市寺谷331	短期入所	平成24年 3月31日

鳥取県告示第274号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第2条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「旧法」という。）第46条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者から指定相談支援の事業を廃止した旨の届出があったので、整備法附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定相談支援事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	平成24年3月31日

鳥取県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり富海土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

就任した役員の氏名及び住所

理 事 牧 田 政 雄 倉吉市富海716-1

平成24年4月1日就任 任期 平成26年8月26日まで

鳥取県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 亀 井 勇 倉吉市長坂町439-2

" 石 賀 由 光 倉吉市下大江202-3

" 石 坂 昭 市 倉吉市広瀬680

" 山 田 徹 夫 倉吉市大宮154

" 新 田 幸 寿 倉吉市広瀬852

" 岸 田 通 彦 倉吉市長坂町454

" 山 下 博 倉吉市東鴨41

" 徳 永 紀久生 倉吉市岩倉818

" 牧 野 淳 二 倉吉市下大江213

" 林 雄 二 倉吉市岩倉211

監 事 堀 一 正 倉吉市東鴨76

" 早 田 康 夫 倉吉市大宮171

平成24年3月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 亀 井 勇 倉吉市長坂町439-2

" 石 賀 由 光 倉吉市下大江202-3

" 谷 口 幸 夫 倉吉市広瀬966

" 山 下 博 倉吉市東鴨41

" 蔵 増 義 幸 倉吉市広瀬852

" 舟 木 寿 行 倉吉市岩倉45

" 宮 原 美知子 倉吉市大宮144-6

" 堀 一 正 倉吉市東鴨76

" 徳 永 紀久生 倉吉市岩倉818

" 山 田 芳 信 倉吉市大宮150-1

監 事 岸 田 通 彦 倉吉市長坂町454

" 牧 野 淳 二 倉吉市下大江213

平成24年3月29日就任 任期4年

鳥取県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	仲 本 望 助	倉吉市谷294-1
〃	筏 津 純 一	倉吉市尾原413
〃	長 柄 正 秋	倉吉市谷281-2
〃	田 中 喜 昭	倉吉市鋤147
〃	安 藤 武 道	倉吉市鋤261
〃	松 井 弘 志	倉吉市別所284-1
〃	伊 垢 離 英 明	倉吉市別所350-2
〃	瀬 尾 浩 一	倉吉市尾原109-1
〃	吉 田 康 雄	倉吉市別所458
〃	吉 田 栄 治	倉吉市別所253-1
〃	岡 田 亘	倉吉市北面54-5
〃	隅 哲 也	倉吉市北面169
監 事	瀬 尾 勝 美	倉吉市尾原112
〃	長 柄 和 徳	倉吉市谷40-2

平成24年3月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	仲 本 望 助	倉吉市谷294-1
〃	筏 津 純 一	倉吉市尾原413
〃	岡 田 亘	倉吉市北面54-5
〃	田 中 喜 昭	倉吉市鋤147
〃	吉 田 栄 治	倉吉市別所253-1
〃	石 川 功	倉吉市尾原107-2
〃	伊 垢 離 英 明	倉吉市別所350-2
〃	吉 田 康 雄	倉吉市別所458
〃	桑 本 哲 弘	倉吉市鋤137
〃	長 柄 正 秋	倉吉市谷281-2
〃	隅 哲 也	倉吉市北面169
〃	松 井 弘 志	倉吉市別所284-1
監 事	瀬 尾 勝 美	倉吉市尾原112
〃	長 柄 和 徳	倉吉市谷40-2

平成24年3月28日就任 任期4年

鳥取県告示第278号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第15条第1項の規定により、

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定を受けたものとみなされた事業者を次のとおり告示する。

平成24年4月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事務所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地
社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	エボック翼	米子市米原1460-7
有限会社ケアサービス米子	米子市両三柳267	ケアサービス米子相談支援事業所	米子市両三柳267
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	サポートセンターなごみ	西伯郡南部町福成1013-21
特定非営利活動法人いんくるサポート	西伯郡伯耆町福岡2100-1	障がい者支援センターいんくる	西伯郡伯耆町福岡2100-1
社会福祉法人もみの木福祉会	米子市富益町4660	支援センターのぞみ	米子市夜見町3001-1
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	障害者生活支援センターさかいみなど	境港市外江町3413-3
社会福祉法人あしど	米子市道笑町二丁目126	障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道笑町二丁目126-4
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	障害者生活支援センターまちくら	米子市西倉吉町83-3
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850-1	相談支援事業所われもこう	米子市彦名町2850-1
有限会社新生ケアサービス	米子市吉岡65-4	有限会社新生ケアサービス	米子市吉岡65-4

鳥取県告示第279号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

コンビニエンスストアの店舗において納付された県税及びクレジットカードによって納付された県税の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県総務部税務課

税務専門員兼課長補佐 谷長 正彦

3 委任期間

平成24年4月2日から平成25年3月31日まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、倉吉市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年 4 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画火葬場 1 号倉吉斎場
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年 4 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画公園 2・2・12号円谷公園
倉吉都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成24年 4 月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 知章	東伯郡北栄町江北38	東伯郡北栄町国坂 字汐川前1273他4 筆（3,297平方メートル）	砂（1,190立方メートル）	平成24年3月21日から平成24年9月30日まで	平成24年3月21日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年

指導委員を次のとおり委嘱した。

平成24年 4 月10日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
山 根 功	鳥取市今町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
高 住 洋 一	鳥取市瓦町	
山 本 敏 夫	倉吉市上井	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
藤 井 俊 宏	倉吉市上井町	
内 田 幸 治	米子市末広町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
福 井 將 夫	米子市皆生	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
京久野 勝 之	境港市松ヶ枝町	境港市街地区 (境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)
寺 本 勤	境港市外江町	

2 少年指導委員の任期

平成24年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年 4 月10日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員

平成24年 5 月 6 日 午前 9 時から午前11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6 人
平成24年 5 月 15 日 午前 9 時から正午まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成24年 5 月 27 日 午前 9 時から午前11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃
平成24年 5 月 28 日 午前 8 時30分から午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成24年 5 月 28 日 午後 1 時から午後 4 時まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

飛しょうする標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 4 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達 件 名 及 び 数 量 鳥取情報ハイウェイ管理運営委託業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定 平成 24 年 3 月 21 日

した日

- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町 50
- 5 契 約 金 額 70,821,450 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をする
とその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県企画部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成
7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 4 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 データ管理委託業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定
した日 平成24年 3 月21日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 51,420,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をする
とその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県企画部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成
7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 4 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定
した日 平成24年 3 月21日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50

- 5 契 約 金 額 145,398,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号)
- 7 契 約 事 務 担 当 部 局 の 名 称 鳥 取 県 企 画 部 情 報 政 策 課
及 び 所 在 地 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 平 成 24 年 3 月 21 日
し た 日
- 4 契 約 の 相 手 方 の 名 称 及 び 株 式 会 社 鳥 取 県 情 報 セ ン タ ー
所 在 地 鳥 取 市 寺 町 50
- 5 契 約 金 額 110,020,050円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号)
- 7 契 約 事 務 担 当 部 局 の 名 称 鳥 取 県 企 画 部 情 報 政 策 課
及 び 所 在 地 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥 取 県 警 察 本 部 交 通 管 制 シ ス テ ム 保 守 委 託 業 務 一 式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平 成 24 年 3 月 26 日
- 4 落 札 者 の 名 称 及 び 所 在 地 住 友 電 工 シ ス テ ム ソ リ ュ ー シ ョ ン 株 式 会 社 大 阪 支 社
大 阪 府 大 阪 市 西 区 土 佐 堀 二 丁 目 2 - 4
- 5 落 札 金 額 49,350,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平 成 24 年 2 月 14 日
- 7 落 札 方 式 最 低 価 格 落 札 方 式
- 8 契 約 事 務 担 当 部 局 の 名 称 鳥 取 県 警 察 本 部 警 務 部 会 計 課

及び所在地

鳥取市東町一丁目271

正 誤

平成24年 3 月 23 日付号外第23号の鳥取県条例第40号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 19

行 下から14

誤 （平成24年法律第 号。以下「改正法」という。）

正 （平成24年法律第17号。以下「改正法」という。）